

志摩市告示 49 号

志摩市相談支援従事者研修費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市相談支援従事者研修費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における相談支援専門員の確保を図り、相談支援の提供体制の充実を図るため、予算の範囲内で相談支援従事者初任者研修等に係る費用（以下「助成金」という。）を助成することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援従事者 市が指定する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所にて資格の有無を問わず相談支援業務に従事する者をいう。
- (2) 事業者 市が指定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者をいう。
- (3) 初任者研修 相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙3(1)に規定する相談支援従事者初任者研修をいう。
- (4) 現任研修 相談支援従事者研修事業実施要綱3(2)に規定する相談支援従事者現任研修をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)

は、次の各号のいずれにも該当する者を雇用する法人格を有する事業者とする。

- (1) 初任者研修、現任研修その他市長が相談支援従事者の資質向上に必要と認める研修（以下「初任者研修等」という。）の研修課程を修了していること。
- (2) 直接雇用により事業者相談支援従事者として勤務していること。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」とい

う。)は、初任者研修等(当該研修課程を修了した者が、その証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けるものに限る。)に係る受講費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が助成対象経費に対し、他に助成金その他これに類するものの交付を受けている場合は、この助成金の交付の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に相当する額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、志摩市相談支援従事者研修費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 受講費用の支払を証する書類
- (2) 修了証明書の写し
- (3) 就労証明書(様式第2号)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付を決定し、志摩市相談支援従事者研修費助成金交付(決定・却下)通知書(様式第3号)により、事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた事業者は、規則第9条の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類の提出をもって、規則第9

条の規定による実績報告をしたものとみなす。

(助成金の額の確定)

第 9 条 市長は、規則第 10 条の規定にかかわらず、第 7 条の助成金の
交付決定通知をもって、規則第 10 条の補助金等交付確定通知をしたも
のとみなす。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事
項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）志摩市長

住所
申請者 事業者名
電話番号

志摩市相談支援従事者研修費助成金交付申請書兼請求書

志摩市相談支援従事者研修費助成金の交付を受けたいので、志摩市相談支援従事者研修費助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額 (受 講 費 用)	円
研 修 名	
研 修 受 講 者 名	
研 修 実 施 事 業 者 名	
受 講 期 間	年 月 日～ 年 月 日
修 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 受講費用の支払を証する書類 ☐ 修了証明書の写し ☐ 就労証明書

確認欄（以下の質問について、該当するものに○を付けてください。）

助成対象経費に対し、他に助成金その他これに類するものの交付を受けていない。	はい ・ いいえ
---------------------------------------	----------

振 込 先	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	銀行 信用金庫 農協 信漁連	本店 支店	普通 当座 ()		

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任が必要となります。	
下記の受任者を代理人として、助成金の受領を委任します。	
委任者（申請者）	住所 _____ 氏名 _____ 印
受任者（口座名義人）	住所 _____ 氏名 _____

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

就労証明書

(宛先) 志摩市長

住所
申請者 事業者名
代表者名

下記の者は、相談支援従事者として下記計画相談支援事業所等に就労していることを証明します。

記

被雇用者	氏 名		
計画相談支援 事業所等	名 称		
	事業所番号		
	所 在 地		
就労開始	相談支援従事者として 年 月 日から現在まで就労しています。		
本件に係る 事務担当者		担当連絡先 電話番号	

- (注) 1 志摩市内の計画相談支援事業所等のみ対象となります。
- 2 被雇用者とは、計画相談支援事業所等の設置者に直接雇用されている者で派遣社員等は含まれません。

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市相談支援従事者研修費助成金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のありました志摩市相談支援従事者研修費助成金
については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

助 成 金 交付決定額	円
----------------	---

2 却下
(理由)